

○國學院大學公認部会等に関する規程

令和2年3月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、國學院大學（以下「本学」という。）学則第99条に基づき、課外活動における公認部会及び準公認部会（以下「公認部会等」という。）の安全かつ健全な活動を確保するために必要な事項を定める。

(公認部会の認定)

第2条 本学の学部学生が課外活動を行うために自主的に組織した団体は、別に定める内規により、公認部会の認定を受けることができる。

2 公認部会の認定を受けるためには、別に定める内規により、準公認部会の認定を受け、かつその更新を2回受けていなければならない。

(申請できる事項)

第3条 公認部会は、所定の手続に従い、次の各号に掲げる事項を申請することができる。

- (1) 教室・机等の施設・備品の使用
- (2) 新入生オリエンテーションでの勧誘行為
- (3) 若木祭における出店、展示その他催し物の実施
- (4) 課外活動奨励・助成金の受給
- (5) 課外活動援助金の受給
- (6) その他学生部委員会が認めた事項

2 準公認部会は、所定の手続に従い、次の各号に掲げる事項を申請することができる。

- (1) 教室・机等の施設・備品の使用
- (2) 新入生オリエンテーションでの勧誘行為
- (3) 若木祭における出店、展示その他催し物の実施
- (4) 課外活動奨励・助成金の受給
- (5) その他学生部委員会が認めた事項

(目的等の制限)

第4条 公認部会等の目的は、本学の教育方針に照らし不適當なものであってはならない。

2 公認部会等は、学外の組織の支部として運営されるものであってはならない。

(会則)

第5条 公認部会等の会則には、名称、目的、入退会の手続き、会費に関するルール及び会則の改正の要件を明記しなければならない。

2 会則を改正したときは、学生部長に届け出なければならない。

(会員)

第6条 公認部会等の会員は、本学の学部学生でなければならない。

2 会員の中から代表学生を1名選任しなければならない。

3 会員の資格について、特定の学部にも所属する学生に限る等の制限を設けることはできない。

(指導者)

第7条 公認部会等には、指導者を1名以上置かなければならない。

2 指導者は、本学の専任教職員でなければならない。ただし、体育部会指導者に関する規程第2条第1項にいう体育部会の指導者については、同規程同条第2項及び同規程第3条第2項が定めるところによる。

3 指導者の中から代表指導者を1名選任しなければならない。

4 指導者は、必要に応じて、次の各号に掲げる行為をする任務を負う。

- (1) 指導及び助言
- (2) 活動状況及び会費の管理状況の把握

(3) 提出書類のチェック及び提出書類への記名押印

5 公認部会の指導者は、所定の手続に従い、課外活動指導者会合費補助及び合宿遠征帯同交通費・宿泊費の受給を申請することができる。

6 準公認部会の指導者は、所定の手続に従い、課外活動指導者会合費補助の受給を申請することができる。

(学生部委員会の指導等)

第8条 学生部委員会は、必要に応じて、公認部会等に対し指導及び助言をすることができる。

(届出を要するとき)

第9条 公認部会等は、次の各号に掲げるときは、所定の書類を学生部長に提出して、届け出なければならない。

(1) 合宿、遠征又は訪問その他の行事の実施を決定したとき。

(2) 大会又は集会への参加を決定したとき。

(3) 活動を休止したとき。

(4) 解散を決定したとき。

(5) その他学生部委員会が指定する事項に該当するとき。

(処分)

第10条 公認部会等の活動に関して、会員が次の各号に掲げる行為をしたときは、学生部委員会は、当該公認部会等に対し、次項各号に掲げる処分をすることができる。

(1) 法令に違反する行為

(2) 本学の規則に違反する行為

(3) 本学の指導に反する行為

(4) 本学の名誉を傷つける行為

(5) 本学の秩序を乱す行為

(6) 本学の施設又は備品の破損又は汚損

(7) 提出書類への虚偽記載

2 公認部会等に対する処分は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 訓戒

(2) 無期又は6か月以内の活動停止

(3) 公認部会等の認定の取消し

(処分の際の調査等)

第11条 学生部委員会は、公認部会等に対する処分を決定するにあたっては、その関係者に対する事情聴取等の調査を行わなければならない。

2 学生部委員会は、調査に際して、公認部会等に対し弁明の機会を与えなければならない。ただし、特段の事情が存するときは、この限りでない。

(処分の通告)

第12条 学生部委員会は、公認部会等に対する処分を決定したときは、その代表学生及び代表指導者に対し、それを通告しなければならない。

(処分の公示)

第13条 学生部委員会は、公認部会等に対する処分をしたときは、その名称及び処分事由を含む処分の内容を、学内に公示しなければならない。

(異議申し立て)

第14条 公認部会等は、処分を受けたときは、異議申し立てを行うことができる。

2 申し立ては、第12条の通告を受けたときから1週間以内に、学長に対し、文書をもって行わなければならない。

(異議申し立ての審査等)

第15条 学長は、申し立てがあったときは、次の各号に掲げる者から構成される審査委員会を設置し、申

し立ての当否を審査させなければならない。

(1) 副学長 1 名

(2) その他学長が指名した者

2 審査委員会の委員長は、前項第 1 号の副学長とする。

3 審査委員会は、申し立ての当否について、その審査結果を学長に報告しなければならない。

4 学長は、審査委員会の報告に基づき、申し立ての棄却又は受諾を決定しなければならない。

5 学長は、申し立てを受諾したときは、処分の修正を提案することができる。

6 処分の修正は、学生部委員会の議を経て、学長が行う。

7 学生部委員会は、第 13 条により公示した処分が修正されたときは、修正の内容を、学内に公示しなければならない。

(処分に関する記録の保管)

第 16 条 学生部委員会は、調査の記録、異議申し立ての審査の記録その他処分に関する記録を保管しなければならない。

(運営事務)

第 17 条 この規程に定める運営事務は、学生生活課及びたまプラーザ事務課が行う。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、学生部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。